

## 報酬委員会規程

### (目 的)

- 第1条 この規程は、「組織規程」に基づき、報酬委員会の運営について必要な事項を定める。
2. 報酬委員会は、その活動を通じて、野村グループの経営の透明性の確保に資することを目的とする。
  3. 報酬委員会に関しては、法令又は定款によるほか、この規程による。

### (構 成)

- 第2条 報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役(以下、「委員」という。)を以て構成する。
2. 報酬委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならない。
  3. 報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

### (開 催)

- 第3条 報酬委員会は、1年に1回以上開催する。

### (開催の場所)

- 第4条 報酬委員会は、本店において開催する。但し、必要ある場合には、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

### (招 集)

- 第5条 報酬委員会は、委員長が招集する。但し、他の委員が招集することを妨げない。

### (通 知)

- 第6条 報酬委員会を招集する委員は、各委員に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。
2. 委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、報酬委員会を開催することができる。

### (議 題)

- 第7条 報酬委員会の議題は、予め各委員に通知するものとする。但し、やむを得ない事

由あるときは、この限りでない。

### **(議 長)**

第 8 条 報酬委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長事故あるときは、他の委員の協議の上、これを定める。

### **(決 議)**

第 9 条 報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数を以て行う。

2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

### **(付議事項等)**

第 10 条 次に掲げる事項は、報酬委員会に付議しなければならない。

- (1) 当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の方針の策定
- (2) 当社の取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等（執行役が当社の執行役員及び使用人を兼ねているときは、当該執行役員及び使用人として受ける報酬等を含む。）の内容の決定
2. 報酬委員会は、前項第 2 号の決定にあたり、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める事項を決定しなければならない。
  - (1) 額が確定しているもの 個人別の額
  - (2) 額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法
  - (3) 金銭でないもの 個人別の具体的な内容
3. 報酬委員会は、野村グループの取締役、執行役又は監査役の報酬等の基本方針に関する事項につき協議するものとする。

### **(委員以外の者の出席)**

第 11 条 報酬委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

2. 前項の規定により報酬委員会に出席する取締役、執行役、執行役員及び使用人は、報酬委員会に対し、報酬委員会が求めた事項について説明しなければならない。

### **(議 事 録)**

第 12 条 報酬委員会の議事については、議事の経過の要領及び結果その他法令に定める事項を記載した議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、出席した委員が署名又は記名捺印（電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

2. 議事録は、報酬委員会の日から 10 年間本店に備え置くものとする。

3. 議事録は、法令に定める所定の手続きを経た株主又は債権者でなければ閲覧又は謄写をさせることができない。
4. 取締役は、報酬委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

#### **(欠席委員に対する通知)**

第13条 報酬委員会の決議の結果は、欠席した委員に通知するものとする。

#### **(取締役会への報告)**

第14条 報酬委員会が選定する委員は、報酬委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告するものとする。但し、当該事項を当該委員が取締役の全員に対して通知したときは、取締役会において報告することを要しないものとする。

#### **(報酬委員会への報告の省略)**

第15条 前各条の定めにかかわらず、法令又は本規程の定めにより報酬委員会に報告すべきとされた事項を取締役又は執行役が委員の全員に対して通知したときは、当該事項を報酬委員会において報告することを要しないものとする。

2. 前項の場合には、報酬委員会において報告することを要しないとされた事項の内容その他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、委員の全員が、これに署名又は記名捺印するものとする。

**制 定** 平成15年6月26日

#### **改正年月日**

平成18年4月1日

平成18年5月1日

平成18年6月28日

平成20年10月1日